

「第7期宇都宮市障がい福祉サービス計画・第3期宇都宮市障がい児福祉サービス計画」
(令和6年度から令和8年度まで)

令和6年2月

目次

第1章 計画の概要

- 1 計画策定の趣旨 1 ページ
- 2 計画の位置づけ 1 ページ
- 3 計画期間 1 ページ

第2章 障がい者を取り巻く環境の動向と課題

- 1 障がい者に係る施策の経緯 1 ページ
- 2 本市の障がい者の状況 1 ページ
- 3 「第6期サービス計画・第2期障がい児計画」の進捗状況及び評価等 1 ページ
- 4 アンケート調査結果の概要 1 ページ
- 5 関係団体との意見交換会の結果 1 ページ
- 6 課題の整理と総括 1 ページ

第3章 令和8年度の目標の設定

- 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行 17 ページ
- 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 19 ページ
- 3 地域生活支援の充実 20 ページ
- 4 福祉施設利用者の一般就労への移行等 21 ページ
- 5 障がい児支援の提供体制の整備等 24 ページ
- 6 相談支援体制の充実・強化 28 ページ
- 7 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築 29 ページ

第4章 障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスの必要量の見込み及び見込量確保のための方策

- 1 訪問系サービス 31 ページ
- 2 日中活動系サービス 33 ページ
- 3 居住系サービス 37 ページ
- 4 相談支援系サービス 39 ページ
- 5 障がい児支援系サービス 40 ページ

第5章 地域生活支援事業の見込み及び見込量確保のための方策

- 1 必須事業 42ページ
- 2 任意事業 47ページ

第6章 計画の推進体制

- 1 計画内容の周知・啓発 52ページ
- 2 庁内推進体制 52ページ
- 3 庁外推進体制 52ページ
- 4 PDCAサイクルによる計画の分析・評価 52ページ

資料編

- ・ 計画の策定体制 52ページ
- ・ 宇都宮市障がい者福祉プラン等策定委員会設置要綱 52ページ
- ・ 策定経過 52ページ
- ・ 宇都宮市社会福祉審議会からの計画策定に係る提言 52ページ
- ・ 利用者・事業所実態調査結果 52ページ
- ・ 障がい福祉サービス等の概要 52ページ
- ・ 障がい児通所支援等の概要 52ページ
- ・ 用語集 52ページ

本計画における「障害者」・「障がい者」とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病、その他の心身の機能の障がいがある方で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある方をいいます。

また、「障害児」・「障がい児」とは、上記の状態にある18歳未満の子どもをいい、障がいの有無が明確でないが発達に支援が必要な子どもも含まれます。

(注意) 計画中の年(年度)の表記は、原則として、中長期的・将来的な動向を記述する場合は、西暦を、近年の動向を記述する場合は和暦を使用し、必要に応じて西暦と和暦を併記しています。

第1章 計画の概要

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画期間

本章1から3については、「第6次宇都宮市障がい者福祉プラン 第1章 計画の概要」を準用します。

第2章 障がい者を取り巻く環境の動向と課題

- 1 障がい者に係る施策の経緯
- 2 本市の障がい者の状況
- 4 アンケート調査結果の概要
- 5 関係団体との意見交換会の結果
- 6 課題の整理と総括

本章1から6（3を除く）については、「第6次宇都宮市障がい者福祉プラン 第2章 障がい者を取り巻く環境の動向と課題」を準用します。

3 「第6期サービス計画・第2期障がい児計画」の進捗状況及び評価等

(1) 令和5年度目標値の進捗状況

「第6期宇都宮市障がい福祉サービス計画・第2期宇都宮市障がい児福祉サービス計画」（以下、「第6期サービス計画」、「第2期障がい児計画」という。）では、国の基本指針に即しつつ、これまでの実績等を踏まえ、7つの成果目標を設定しました。それらの目標の進捗状況について、計画期間中の取組内容から下記の評価基準により評価を行いました。

活動目標の達成率 100%以上または取組内容を実施 A 順調

活動目標の達成率 70%以上 100%未満または取組内容を一部実施・検討 B 概ね順調

活動目標の達成率 70%未満または取組内容を未着手 C やや遅れている

ア 福祉施設の入所者の地域生活への移行

① 入所施設から地域生活への移行者数

令和5年度末までに、令和元年度末時点の施設入所者（396人）の6%以上（24人以上）が地域生活へ移行することを目指します。（各年度約6人以上）

地域生活移行者数（各年度）

令和2年度 1人 令和3年度 3人 令和4年度 2人

地域生活移行者数（累計）

平成18年度から令和元年度 121人 令和2年度 122人

令和3年度 125人（3人） 令和4年度 127人（5人）

目標値（令和5年度末） 133人以上（計画期間中に12人以上）

達成率 41.7% 評価 C

② 施設入所者の削減数

令和5年度末の障がい者支援施設入所者を令和元年度末時点の入所者（385人）の現状維持とすることを目指します。

削減数（各年度）

令和2年度 プラス3人 令和3年度 マイナス3人 令和4年度 マイナス9人

施設入所者数（累計削減数）

平成18年度から令和元年度 385人（マイナス96人）

令和2年度 388人（プラス3人） 令和3年度 385人（プラスマイナス0人）

令和4年度 376人（マイナス9人）

目標値（令和5年度末） 385人（プラスマイナス0人）

達成率 100%（注意1） 評価 A

注意1 令和2年度から令和4年度及び目標値（令和5年度末）の累計削減数は令和2年度からの累計

注意2 目標プラスマイナス0人（現状維持）に対し、マイナス9人のため達成率100%

評価・課題等

施設入所者の重度化（注意1）・高齢化（注意2）に伴い、入所施設からの退所は入院・死亡を理由とする割合が年々高まっていることから、①についてはC評価であり、②についてはA評価ですが、移行者数・削減者数の伸びが鈍くなっています。

①については、施設入所者の重度化・高齢化により、入所期間が長期化していることから、令和5年度末の目標達成は難しい状況です。

今後も、障がい者の重度化・高齢化や親なき後に対応するため、相談支援体制の強化や重度障がい者に対応したグループホームの確保など地域生活支援体制の充実に向けて更なる取り組みを進めていく必要があります。

注意1 施設入所者の重度化

施設入所者における支援区分5・6の割合は、平成27年度89.2%から令和4年度には93.7%になっている。

注意2 施設入所者の高齢化

施設入所者における50歳以上の割合は、平成27年度51.9%から令和4年度には56.1%になっている。

イ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム

地域包括ケアシステムとは、超高齢化社会を見据え、高齢者が住み慣れた地域や自宅で日常生活を送れるよう、地域における住まい、医療、介護、予防、生活支援の5つのサービスを一体的に提供できる体制を構築するものです。精神障がい者の地域移行においては、必要な医療等による支援が途切れ、症状が再発することにより、地域で生活することが困難になることを防ぐ必要があるため、地域保健等によるアプローチを通じて、患者への生活支援や患者を取り巻く家族等への支援を具体化していくことが必要であり、また、未治療者や医療中断者への早期支援も充実していくためには、多職種・多施設間連携を推進し、医療や福祉等の様々な関係者が情報共有や連携を行う体制構築ができるよう、重層的な役割分担・協働の推進が求められるため、地域包括ケアシステムの考え方を精神障がい者の地域移行に活用しようとするものです。

令和5年度末までに、保健・医療・福祉関係者による協議の場において、精神障がい者の地域移行に係る目標を設定し、関係者が情報共有や連携を図りながら、支援を実施することを目指します。

協議の実施状況

令和3年度	精神障がい者地域移行・定着支援部会	1回開催（情報共有・事例検討）
令和4年度	精神障がい者地域移行・定着支援部会	1回開催（情報共有・課題整理）
令和5年度	精神障がい者地域移行・定着支援部会	2回開催（目標を設定）

評価 B

評価・課題等

これまでの部会において、関連する制度改正や県の取組などの情報共有、地域移行・定着に係る課題の洗い出し、意見交換を行うとともに、医療機関、行政、障がい福祉サービス事業所、相談支援事業所等の関係機関が連携しながら、長期入院者の地域移行に当たり、必要なサービスの調整等に取り組んできたところではありますが、現時点では、精神障がい者の地域移行に係る目標設定及び課題解決に向けた取組の実施にいたっていないため、評価については、B評価です。

今後も、引き続き、情報収集・共有等を行いながら、課題解決のための取組や目標について検討を行っていく必要があります。

ウ 地域生活支援体制の機能の充実

令和5年度末までの間、地域生活支援体制を確保しつつ、その機能の充実のため、年一回以上運用状況を検証及び検討することを目指します。

地域生活支援拠点等の整備

令和3年度 市独自の方法により運用状況の検証等を実施

令和4年度 国の手引きを踏まえた運用状況の検証等を実施

令和5年度 地域の実情を踏まえ、より実用的な検証を実施

評価 A

評価・課題等

地域生活支援体制における各機能の充実を図るため、介護者の急病などの緊急時における電話相談や定期的な見守り等を行う緊急時相談支援事業や、介護者から自立を

体験できる機会を提供する体験的宿泊支援事業などを実施しました。また、令和5年度からの重層的支援体制に合わせ、市内5圏域の担当となる障がい者生活支援センターを設定し、多機関協働による相談支援体制の強化を図るとともに、運用状況の検証等を実施していることから、評価はA評価です。

今後も、引き続き、機能の充実を図るため、自立支援協議会などから意見をいただきながら、より実用的な検証等を行っていく必要があります。

エ 福祉施設から一般就労への移行等

① 一般就労への移行

令和5年度中に就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績（71人）の1.27倍以上（91人以上）とすることを目指します。（うち、就労移行支援事業所が1.30倍以上、就労継続支援A型事業所が1.26倍以上、就労継続支援B型事業所が1.23倍以上とします。）（令和3年度 77人、令和4年度 84人、令和5年度 91人以上）

一般就労移行者数

令和元年度 71人 令和2年度 87人 令和3年度 104人（1.46倍） 令和4年度 97人（1.36倍）
目標値（令和5年度末） 91人以上（1.27倍） 達成率 100%

内訳

就労移行支援

令和元年度 42人 令和2年度 51人 令和3年度 59人（1.40倍） 令和4年度 49人（1.16倍）
目標値（令和5年度末） 55人以上（1.30倍） 達成率 89.1%

就労継続支援A型

令和元年度 24人 令和2年度 30人 令和3年度 40人（1.66倍） 令和4年度 38人（1.58倍）
目標値（令和5年度末） 31人以上（1.26倍） 達成率 100%

就労継続支援A型

令和元年度 4人 令和2年度 6人 令和3年度 5人（1.25倍） 令和4年度 10人（2.5倍）
目標値（令和5年度末） 5人以上（1.23倍） 達成率 100% 評価 B

② 就労定着支援事業の利用者数

令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割(64人)が就労定着支援事業を利用することを目指します。

(令和3年度 44人、令和4年度 54人、令和5年度 64人以上)

就労移行支援事業の利用者数

令和2年度 36人 令和3年度 37人 令和4年度 59人

目標値(令和5年度末) 64人以上 達成率 92.2% 評価 B

③ 就労定着支援事業所の就労定着率

令和5年度末における就労定着支援事業のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目指します。

就労定着支援による職場定着率

令和2年度 86% 令和3年度 86% 令和4年度 50%

目標値(令和5年度末) 70%以上 達成率 71.4% 評価 B

評価・課題等

福祉施設から一般就労への移行者数について、ハローワーク及び商工会議所との共催による障がい者就職ガイダンス、自立支援協議会就労支援部会における企業と就労系事業所との意見交換会など一般就労支援の充実に取り組み、移行者数は目標値を達成できましたが、就労移行支援における移行人数を満たすことができなかったため、B評価です。

就労定着支援事業の利用者数について、障がい者の定着に向け、サービス等利用計画に基づき、適切に支給決定し、目標を達成したことから、A評価です。

就労定着支援事業所の就労定着率については、新規参入した事業所など、調査時点で対象となる利用者がいない事業所が全体の4割を占め、目標値を下回ったことからB評価ですが、調査対象者となる利用者がある事業所の中では、目標値を達成しています。

今後も、障がい者の職場定着に向け、自立支援協議会就労支援部会において、関係機関や企業、就労移行支援事業所間の情報共有を図りながら、就労体験会の開催などにより、障がい者と雇用する側のミスマッチを解消し、相互理解の促進を図るとともに、引き続き各種取組を進めていく必要があります。

オ 障がい児支援の提供体制の充実

① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
市が設置している施設において、民間事業所に対し、サービスの質の維持・向上を図るため、必要な支援を実施するとともに、保育所等訪問支援事業についてサービスを必要とする人が支援を受けることができるよう、保護者及び事業所の理解を得ながら利用促進を図ります。

児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

令和3年度 福祉型児童発達支援センター 2事業所 医療型児童発達支援センター 2事業所
研修会（専門職対象） 2回（70人） 職場体験（事業所対象） 23事業所（43人）
保育所等訪問支援を提供する事業所 5事業所

令和4年度 福祉型児童発達支援センター 2事業所 医療型児童発達支援センター 2事業所
研修会（専門職対象） 3回（139人） 職場体験（事業所対象） 29事業所（56人）
保育所等訪問支援を提供する事業所 6事業所

令和5年度 福祉型児童発達支援センター 2事業所 医療型児童発達支援センター 2事業所
研修会（専門職対象） 2回（60人） 職場体験（事業所対象） 32事業所（56人） 保育所等訪問支援を
提供する事業所 10事業所

評価 A

② 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
重症心身障がい児のニーズ等を踏まえて、児童発達支援及び放課後等デイサービスの各施設においても重症心身障がい児を受け入れられるよう、事業所の理解を得ながら受入促進を図ることを目指していきます。

児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保

令和3年度 児童発達支援事業所 2事業所 放課後等デイサービス 2事業所
令和4年度 児童発達支援事業所 3事業所 放課後等デイサービス 3事業所
令和5年度 児童発達支援事業所 3事業所 放課後等デイサービス 3事業所

評価 A

③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケア児等のより適切な支援に向け、協議の場の充実に取り組むとともに、医療的ケア児等の支援に関するコーディネート機能の充実強化を図ります。

関係機関等が連携を図るための協議の場の設置

令和3年度 発達支援ネットワーク会議 2回開催 意見交換会 2回開催

令和4年度 発達支援ネットワーク会議 2回開催

意見交換会（コロナのため個別ヒアリングを5事業所と実施）

令和5年度 発達支援ネットワーク会議 2回開催 意見交換会 3回開催

評価 B

評価・課題等

重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実について、児童発達支援センターとして、地域の療育支援施設等のサービスの質の維持・向上を図るため、体験見学を実施し、療育体験や情報交換を通して連携を深めるとともに、保育所等訪問支援事業では、サービスを提供する保育所等訪問支援事業者に対し支援方法や内容等の共有、サービス提供事業者間の連携強化を図ったことから、A評価です。

主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保について、重症心身障がい児の受入促進を図るため、支援の現状について医療的ケア児の実務担当者の意見交換会を継続的に実施し、理解を得られたことで、新たな事業者の確保につながったため、A評価です。

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置について、医療的ケア児等のより適切な支援を図るため、支援に係る関係機関・団体等の実務担当者との個別聞き取り調査を実施したことで、コーディネーター活用の仕組みについての課題把握に努めましたが、コーディネート機能の充実強化まで至らなかったため、B評価です。

今後も、引き続き、関係機関等と情報共有を図りながら、意見交換会を継続して実施していくとともに、課題を整理し対応策を検討・実施することで、地域の療育支援施設等のサービスの質の維持・向上、重症心身障がい児の受け入れの拡充や医療的ケア児支援の充実強化に繋げていく必要があります。

カ 相談支援体制の充実・強化

令和5年度末までの間、各相談支援機関との連携を強化しながら、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援を着実に推進していきます。

総合的・専門的な相談支援の実施

令和3年度 障がい者生活支援センターを7か所8人から4か所8人体制に再編 相談支援部会 4回
全体研修 1回開催

令和4年度 障がい者生活支援センターの担当地区割を設定 相談支援部会 5回
ブロック別研修 1回開催

令和5年度 障がい者生活支援センター4か所から5か所に増設 相談支援部会 6回
ブロック別研修 2回 全体研修 1回開催

評価 A

評価・課題等

令和3年度から障がい者生活支援センターを4か所8人体制に再編し、1施設あたりの機能強化を図るとともに、令和5年度から市内5圏域に地区担当の障がい者生活支援センターを設定し、多機関協働による支援体制の強化や、ガイドライン等により基幹相談支援センター、障がい者生活支援センター、相談支援事業所の役割などの理解促進を図るブロック別研修の実施などにより連携強化を図っています。

また、県等が実施する相談支援専門員初任者研修等の受講勧奨をするなど、人材育成の支援を図っており、上記の機能・連携の強化とあわせて目標を達成していることから、A評価です。

今後も、引き続き、基幹相談支援センターを中核とした、障がい者生活支援センター、指定特定相談支援事業所による3層の相談支援体制の充実や、重層的支援体制に合わせた関係機関との更なる連携強化、緊急時相談支援事業における対象者の掘り起こし・支援実施などに取り組んでいく必要があります。

キ 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

県等が実施する研修への参加、障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の活用及び適正な指導監査の実施に取り組むことを目指します。

障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組

令和3年度 随時実施 県等の研修へ参加 請求内容の審査 事業所への指導や情報提供等

令和4年度 随時実施 県等の研修へ参加 請求内容の審査 事業所への指導や情報提供等

令和5年度 随時実施 県等の研修へ参加 請求内容の審査 事業所への指導や情報提供等

評価 A

評価・課題等

障がい福祉サービス等の質を向上させるため、県等が実施する虐待防止研修等へ職員が積極的に参加し、障がい福祉サービス等に係る理解を深めるとともに請求の過誤防止に向けて、障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を確認し、適宜、事業所に請求方法等についての指導を実施しています。

また、事業者指導監査を実施し、サービスの提供内容や請求内容との整合性を確認し、疑義等については指導を行うなど、適正なサービス提供体制の確保を図っており、目標を達成しているため、A評価です。

今後も、引き続き、各種研修に職員が積極的に参加し、障がい福祉サービス等に係る理解を深めるとともに、事業者への指導等を通じてサービス提供の質の向上を図る必要があります。

(2) 障がい福祉サービス等の必要見込量等に関する進捗状況

① 訪問系サービスについて

訪問系サービスの利用状況を見ると最も利用の多い「居宅介護」は、必要に応じて1日に短時間の訪問を複数回行うなど、利用者一人一人に必要な利用量を支給決定し、個別ニーズに柔軟に対応しているため、利用者が増加している状況です。

なお、訪問系サービスは、国の基本指針に即して、見込量を一括して見込んでいました。(第7期障がい福祉サービス計画においては、国の基本指針の変更に伴い、サービス毎に見込みます。)

サービス種別 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援

利用量(時間/月)

令和3年度 見込量 27,236 実績 27,469 令和4年度 見込量 28,404 実績 28,543

令和5年度 見込量 29,672

利用人数(人分/月)

令和3年度 見込量 1,046 実績 984 令和4年度 見込量 1,104 実績 996

令和5年度 見込量 1,168

② 日中活動系サービス

日中活動系サービスの利用状況を見ると「生活介護」は、常に介護が必要な方の日中活動の場として需要が多く、また、「就労継続支援A型」及び「就労継続支援B型」は特別支援学校卒業生の進路の一つとなっていることや、ハローワーク、インターネット等で情報を得やすいことなどから、利用量・利用人数が増加している状況です。

サービス種別

生活介護 利用量（時間／月） 令和3年度 見込量 23,032 実績 21,464
令和4年度 見込量 23,725 実績 22,326 令和5年度 見込量 24,439
利用人数（人分／月） 令和3年度 見込量 1,129 実績 1,074
令和4年度 見込量 1,163 実績 1,091 令和5年度 見込量 1,198
自立訓練（機能訓練） 利用量（時間／月） 令和3年度 見込量 104 実績 105
令和4年度 見込量 104 実績 19 令和5年度 見込量 104
利用人数（人分／月） 令和3年度 見込量 6 実績 5
令和4年度 見込量 6 実績 1 令和5年度 見込量 6
宿泊型自立訓練 利用量（時間／月） 令和3年度 見込量 93 実績 77
令和4年度 見込量 93 実績 36 令和5年度 見込量 93
利用人数（人分／月） 令和3年度 見込量 3 実績 4
令和4年度 見込量 3 実績 2 令和5年度 見込量 3
自立訓練（生活訓練） 利用量（時間／月） 令和3年度 見込量 634 実績 640
令和4年度 見込量 634 実績 537 令和5年度 見込量 634
利用人数（人分／月） 令和3年度 見込量 32 実績 36
令和4年度 見込量 32 実績 27 令和5年度 見込量 32
就労移行支援 利用量（時間／月） 令和3年度 見込量 1,964 実績 1,462
令和4年度 見込量 2,038 実績 1,678 令和5年度 見込量 2,113
利用人数（人分／月） 令和3年度 見込量 105 実績 87
令和4年度 見込量 109 実績 88 令和5年度 見込量 113
就労継続支援（A型） 利用量（時間／月） 令和3年度 見込量 10,607 実績 9,773
令和4年度 見込量 11,779 実績 11,111 令和5年度 見込量 13,078
利用人数（人分／月） 令和3年度 見込量 498 実績 485
令和4年度 見込量 553 実績 543 令和5年度 見込量 614
就労継続支援（B型） 利用量（時間／月） 令和3年度 見込量 15,524 実績 15,112
令和4年度 見込量 16,450 実績 16,600 令和5年度 見込量 17,435
利用人数（人分／月） 令和3年度 見込量 788 実績 815
令和4年度 見込量 835 実績 885 令和5年度 見込量 885
就労定着支援 利用人数（人分／月） 令和3年度 見込量 48 実績 36
令和4年度 見込量 56 実績 35 令和5年度 見込量 64
療養介護 利用人数（人分／月） 令和3年度 見込量 52 実績 50
令和4年度 見込量 52 実績 48 令和5年度 見込量 52
短期入所 利用量（時間／月） 令和3年度 見込量 1,195 実績 998
令和4年度 見込量 1,195 実績 1,160 令和5年度 見込量 1,195
利用人数（人分／月） 令和3年度 見込量 144 実績 88
令和4年度 見込量 144 実績 137 令和5年度 見込量 144

③ 居住系サービス

居住系サービスの利用状況を見ると、「共同生活援助（グループホーム）」については、親なき後や精神科退院後の住まいの場として需要が多く、施設数の増加に伴い利用人数が増加し、見込みも上回っている状況です。また、「施設入所支援」は、ほぼ横ばいとなっています。

サービス種別	自立生活援助	利用人数（人分／月）	令和3年度	見込量	3	実績	1
			令和4年度	見込量	4	実績	1
			令和5年度	見込量	5		
	共同生活援助（グループホーム）	利用人数（人分／月）	令和3年度	見込量	613	実績	620
			令和4年度	見込量	661	実績	740
			令和5年度	見込量	713		
	施設入所支援	利用人数（人分／月）	令和3年度	見込量	385	実績	385
			令和4年度	見込量	385	実績	376
			令和5年度	見込量	385		

④ 相談支援系サービス

相談支援系サービスの利用状況を見ると「計画相談支援」が、サービス等利用計画の作成が支給決定の際に必須とされるため、障がい福祉サービス利用人数の増加に伴い、利用人数が増加し、見込みも上回っている状況です。

サービス種別	計画相談支援	利用人数（人分／月）	令和3年度	見込量	820	実績	945
			令和4年度	見込量	886	実績	984
			令和5年度	見込量	957		
	地域移行支援	利用人数（人分／月）	令和3年度	見込量	2	実績	0
			令和4年度	見込量	3	実績	0
			令和5年度	見込量	4		
	地域定着支援	利用人数（人分／月）	令和3年度	見込量	5	実績	2
			令和4年度	見込量	7	実績	1
			令和5年度	見込量	9		

⑤ 障がい児支援系サービス

障がい児支援系サービスの利用状況を見ると「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」の事業所が増加し、利用環境が整ったことにより利用者が増加しています。また、それらを利用するために必要である「障がい児相談支援」の利用人数についても増加しています。

サービス種別

児童発達支援 利用量（時間／月） 令和3年度 見込量 5,999 実績 5,489

令和4年度 見込量 6,879 実績 5,798 令和5年度 見込量 7,523

利用人数（人分／月） 令和3年度 見込量 444 実績 435

令和4年度 見込量 510 実績 484 令和5年度 見込量 557

居宅訪問型児童発達支援 利用量（時間／月） 令和3年度 見込量 12 実績 7

令和4年度 見込量 16 実績 8 令和5年度 見込量 20

利用人数（人分／月） 令和3年度 見込量 3 実績 2

令和4年度 見込量 4 実績 3 令和5年度 見込量 5

医療型児童発達支援 利用量（時間／月） 令和3年度 見込量 162 実績 178

令和4年度 見込量 162 実績 90 令和5年度 見込量 162

利用人数（人分／月） 令和3年度 見込量 18 実績 18

令和4年度 見込量 18 実績 13 令和5年度 見込量 18

保育所等訪問支援 利用量（時間／月） 令和3年度 見込量 50 実績 35

令和4年度 見込量 50 実績 39 令和5年度 見込量 50

利用人数（人分／月） 令和3年度 見込量 25 実績 26

令和4年度 見込量 25 実績 32 令和5年度 見込量 25

放課後等デイサービス 利用量（時間／月） 令和3年度 見込量 17,386 実績 15,759

令和4年度 見込量 18,860 実績 17,648 令和5年度 見込量 20,180

利用人数（人分／月） 令和3年度 見込量 1,369 実績 1,106

令和4年度 見込量 1,485 実績 1,265 令和5年度 見込量 1,589

障がい児相談支援 利用人数（人分／月） 令和3年度 見込量 175 実績 143

令和4年度 見込量 227 実績 156 令和5年度 見込量 295

(3) 地域生活支援事業の実施に関する進捗状況

地域生活支援事業については、相談支援事業や意思疎通支援事業などの必須事業のほか、訪問入浴サービス事業や日中一時支援事業などの任意事業を幅広く実施しています。

移動支援事業や日中一時支援事業（日中支援型）は、類似サービスの影響などにより、利用量・利用人数が見込みを下回っていますが、全体的にみると、概ね見込みどおりとなっています。

サービス種別

理解促進研修・啓発事業	実施状況	令和3年度	見込量	実施	実績	実施	
		令和4年度	見込量	実施	実績	実施	
		令和5年度	見込量	実施			
自発的活動支援事業	実施状況	令和3年度	見込量	実施	実績	実施	
		令和4年度	見込量	実施	実績	実施	
		令和5年度	見込量	実施			
相談支援事業	障がい者相談支援事業	実施見込（箇所数）	令和3年度	見込量	4	実績	4
		令和4年度	見込量	4	実績	4	
		令和5年度	見込量	4			
基幹相談支援センター	設置状況	令和3年度	見込量	設置	実績	設置	
		令和4年度	見込量	設置	実績	設置	
		令和5年度	見込量	設置			
成年後見制度利用支援事業	利用人数（人／年）	令和3年度	見込量	4	実績	5	
		令和4年度	見込量	4	実績	5	
		令和5年度	見込量	4			
成年後見制度法人後見支援事業	実施状況	令和3年度	見込量	実施	実績	実施	
		令和4年度	見込量	実施	実績	実施	
		令和5年度	見込量	実施			
意思疎通支援事業	手話通訳・要約筆記者派遣事業	利用件数（人／月）	令和3年度	見込量	150	実績	154
		令和4年度	見込量	157	実績	155	
		令和5年度	見込量	164			
手話通訳者設置事業	設置人数（人／年）	令和3年度	見込量	2	実績	2	
		令和4年度	見込量	2	実績	2	
		令和5年度	見込量	2			
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	給付件数（件／月）	令和3年度	見込量	4	実績	2
		令和4年度	見込量	4	実績	3	
		令和5年度	見込量	4			
自立生活支援用具	給付件数（件／月）	令和3年度	見込量	7	実績	5	
		令和4年度	見込量	7	実績	5	
		令和5年度	見込量	7			
在宅療養等支援用具	給付件数（件／月）	令和3年度	見込量	9	実績	5	
		令和4年度	見込量	9	実績	7	
		令和5年度	見込量	9			
情報・意思疎通支援用具	給付件数（件／月）	令和3年度	見込量	12	実績	6	
		令和4年度	見込量	12	実績	9	
		令和5年度	見込量	12			

排泄管理支援用具 給付件数 (件/月) 令和3年度 見込量 230 実績 177
令和4年度 見込量 230 実績 232 令和5年度 見込量 230

居宅生活動作補助用具 給付件数 (件/月) 令和3年度 見込量 1 実績 1
令和4年度 見込量 1 実績 1 令和5年度 見込量 1

手話奉仕員養成研修事業 講習修了見込み者数 (人/年) 令和3年度 見込量 48 実績 33
令和4年度 見込量 49 実績 39 令和5年度 見込量 50

移動支援事業 利用量 (時間/月) 令和3年度 見込量 2,829 実績 2,333
令和4年度 見込量 2,829 実績 2,250 令和5年度 見込量 2,829

利用人数 (人/月) 令和3年度 見込量 297 実績 243
令和4年度 見込量 297 実績 238 令和5年度 見込量 297

地域活動支援センター機能強化事業 設置数 令和3年度 見込量 14 実績 14
令和4年度 見込量 14 実績 14 令和5年度 見込量 14

利用人数 (人/月) 令和3年度 見込量 223 実績 129
令和4年度 見込量 223 実績 127 令和5年度 見込量 223

障がい児等療育支援事業 実施見込み (箇所数) 令和3年度 見込量 1 実績 1
令和4年度 見込量 1 実績 1 令和5年度 見込量 1

専門性の高い意思疎通支援事業を行う者の養成研修事業

手話通訳・要約筆記者養成研修事業 講習修了見込み者数 (人/年) 令和3年度 見込量 33 実績 30
令和4年度 見込量 34 実績 23 令和5年度 見込量 35

盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業 講習修了見込み者数 (人/年)
令和3年度 見込量 9 実績 7 令和4年度 見込量 10 実績 8 令和5年度 見込量 11

失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業 講習修了見込み者数 (人/年)
令和3年度 見込量 10 実績 2 令和4年度 見込量 11 実績 1 令和5年度 見込量 12

盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 利用人数 (人/年) 令和3年度 見込量 6 実績 5
令和4年度 見込量 6 実績 4 令和5年度 見込量 6

福祉ホーム事業 設置数 令和3年度 見込量 2 実績 2
令和4年度 見込量 2 実績 2 令和5年度 見込量 2

訪問入浴サービス事業 利用人数 (人/月) 令和3年度 見込量 26 実績 22
令和4年度 見込量 26 実績 22 令和5年度 見込量 26

日中一時支援事業 日中支援型 利用量(回/月) 令和3年度 見込量 2,347 実績 1,923
令和4年度 見込量 2,347 実績 1,575 令和5年度 見込量 2,347
利用人数(人/月) 令和3年度 見込量 459 実績 381
令和4年度 見込量 459 実績 354 令和5年度 見込量 459
放課後支援型 利用量(回/月) 令和3年度 見込量 408 実績 305
令和4年度 見込量 121 実績 117 令和5年度 見込量なし
利用人数(人/月) 令和3年度 見込量 71 実績 67
令和4年度 見込量 29 実績 26 令和5年度 見込量なし
医療的ケア 利用量(回/月) 令和3年度 見込量 308 実績 301
令和4年度 見込量 325 実績 346 令和5年度 見込量 342
利用人数(人/月) 令和3年度 見込量 55 実績 56
令和4年度 見込量 58 実績 65 令和5年度 見込量 61
地域移行のための安心生活支援 実施状況 令和3年度 見込量 実施 実績 実施
令和4年度 見込量 実施 実績 実施 令和5年度 見込量 実施
巡回支援専門員整備 実施状況 令和3年度 見込量 実施 実績 実施
令和4年度 見込量 実施 実績 実施 令和5年度 見込量 実施
児童発達支援センターの機能強化 実施状況 令和3年度 見込量 実施 実績 実施
令和4年度 見込量 実施 実績 実施 令和5年度 見込量 実施
レクリエーション活動等支援 実施状況 令和3年度 見込量 実施 実績 未実施
令和4年度 見込量 実施 実績 実施 令和5年度 見込量 実施
芸術文化活動振興 実施状況 令和3年度 見込量 実施 実績 実施
令和4年度 見込量 実施 実績 実施 令和5年度 見込量 実施
点字・声の広報等発行 実施状況 令和3年度 見込量 実施 実績 実施
令和4年度 見込量 実施 実績 実施 令和5年度 見込量 実施
奉仕員養成研修 実施状況 令和3年度 見込量 実施 実績 実施
令和4年度 見込量 実施 実績 実施 令和5年度 見込量 実施
自動車運転免許取得 助成件数(人/年) 令和3年度 見込量 2 実績 0
令和4年度 見込量 2 実績 1 令和5年度 見込量 2
自動車改造費助成 助成件数(人/年) 令和3年度 見込量 10 実績 11
令和4年度 見込量 10 実績 9 令和5年度 見込量 10
雇用施策との連携による重度障がい者等就労支援特別事業
実施状況 令和3年度 見込量 実施 実績 実施
令和4年度 見込量 実施 実績 実施 令和5年度 見込量 実施
障がい支援区分認定等事務 実施状況 令和3年度 見込量 実施 実績 実施
令和4年度 見込量 実施 実績 実施 令和5年度 見込量 実施

(4) 計画全体の課題について

① 地域生活への移行に係る障がい者の重度化・高齢化や親なき後への対応

障がいの重度化・高齢化や親なき後への対応を図るため、「緊急時の相談及び支援体制の充実」、「重度障がい者に対応したグループホームの確保」、「本人や親への障がい福祉サービス等の理解促進・本人の自立に向けた支援の充実」、「地域における関係機関の連携体制の充実」など地域生活を支援する体制の充実が必要です。

② 一般就労への移行等

障がい福祉サービスを通じて、一般就労により多くつなげるため、「関係機関や企業と就労支援に関する情報共有及び連携」、「障がい者と企業との相互理解の促進」など就労支援の充実が必要です。

③ 障がい福祉サービス・障がい児福祉サービス・地域生活支援事業

共通事項

サービス利用者の利用実態や事業所の動向を踏まえた、利用者に対する必要な利用量を見込み、必要なサービスが適切に受けられる体制の確保やサービスの質の向上、また、それを担う人材の確保を図るための取組が必要です。

障がい福祉サービス・地域生活支援事業

地域で安心した生活が送れるようにするため、利用者ニーズ等が高い「生活介護」、「共同生活援助」、「計画相談支援」、「移動支援」など障がい福祉サービス・地域生活支援事業の更なる充実が必要です。

障がい児福祉サービス

「重症心身障がい児の受け入れの拡充」、「医療的ケア児等支援の充実強化」など、障がい児の障がい特性や個々の状態に応じたサービスの更なる充実強化が必要です。

第3章 令和8年度の目標の設定

本市では、これまでのサービス計画において、施設に入所している障がい者の地域生活への移行や、福祉施設を利用している障がい者の一般企業などでの就労に向けた移行についての目標設定を行い、さらに目標を達成するための方策を定め、取り組んできました。

「第7期サービス計画・第3期障がい児計画」においても、国の基本指針やこれまでの進捗状況及び現状等を踏まえ、新たに目標を設定するとともに、目標を達成するための取組を推進していきます。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

目標設定の背景

障がい者の入所施設において、長期入所が常態化している中、施設や病院で介護するのではなく、地域で自立した生活を営むことを促進するため目標設定するものです。

(1) 入所施設から地域生活への移行者数

今回の国の基本指針は、令和8年度末までに、令和4年度末時点の施設入所者の6%以上を地域生活へ移行することを基本としています。

今回の本市の目標は、これまで、地域生活が可能な施設入所者の地域移行に取り組んでおり、施設に入所している障がい者のうち、地域移行が可能と考えられる対象者のほとんどの方が家庭復帰やグループホームなどへ移行しています。現在、本市の施設入所者は、重度の障がい者の割合が全国平均と比べ高くなっている（重度化（※1））ことや入所期間の長期化に伴い高齢化（※2）していることから、今後の地域移行は近年と同様に少数しか見込まれませんが、基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制を強化し、障がい者本人や家族の思いや希望をもとに、本人が選択した生活の場において暮らし続けることができるよう、必要な支援や調整を行うとともに、在宅サービスの充実や重度の障がい者に対応したグループホームの整備を促進しながら、毎年度2～3人の地域移行を見込み、令和8年度末時点の地域生活に移行する方の割合を令和4年度末の施設入所者（376人）の3%（11人）以上地域生活へ移行することを目標とします。

※1 施設入所者の重度化

施設入所者における支援区分5・6の割合は、平成27年度89.2%から令和4年度には93.7%になっている。

※2 施設入所者の高齢化

施設入所者における50歳以上の割合は、平成27年度51.9%から令和4年度には56.1%になっている。

(2) 施設入所者の削減数

今回の国の基本指針は、令和 8 年度末の施設入所者数を令和 4 年度末時点の施設入所者数から 5%以上削減することを基本としています。

今回の本市の目標は、これまで、地域生活が可能な施設入所者の地域移行に取り組んでおり、施設に入所している障がい者のうち、地域移行が可能と考えられる対象者のほとんどの方が家庭復帰やグループホームなどへ移行しており、現在の本市の施設入所者は、重度化・高齢化や入所期間が長期化しています。また、短期入所などを利用しながら入所施設の空きを待つ重度の障がい者等が常にいることなども踏まえて、令和 8 年度末時点での施設入所者については、令和 4 年度末時点の施設入所者の現状維持 (376 人) とすることを目標とします。

目標達成に向けた取組は

地域生活への移行を促進するため、住まいの場として重要な選択肢の一つとなる、重度障がい者に対応したグループホームの整備を促進します。

地域生活への移行が可能な対象者について、本人の意思や家庭環境、その他必要な情報を基幹相談支援センターが中心となり、行政、障がい福祉サービス事業所、相談支援事業所等の関係機関が共有し、個別の状況に応じて必要な支援を検討します。

在宅生活やグループホームの利用を見据えた体験機会の場を提供します。

必要な在宅サービスや希望する日中活動サービスの事業所における提供体制の充実が図られるよう取組を検討し、実施します。

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

目標設定の背景

精神障がい者の地域移行を進めるためには、精神科病院や関連事業者による努力だけでは限界があり、行政を含めた地域の精神保健・医療・福祉の一体的な取組の推進に加え、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる社会を構築する必要があります。このため、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため目標設定するものです。

今回の国の基本指針は、市町村障害福祉計画において、成果目標の設定はありません。

今回の本市の目標は、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、令和8年度末までに、保健・医療・福祉関係者が円滑に連携して、精神障がい者を地域移行につなぐため、情報共有・意見交換の場を設置するとともに、人材育成による受け入れ体制の強化に係る取組を実施することを目標とします。

目標達成に向けた取組は

市内精神科病院のソーシャルワーカーと意見交換の場を設定し、保健・医療・福祉関係者間の連携体制の構築を図ります。

グループホーム職員、ケアマネージャー等に、現場で携わる職員の支援力向上を目的とした研修会を開催し、精神障がい者を受け入れるための体制強化を図ります。

3 地域生活支援の充実

目標設定の背景

地域には、障がい福祉サービス事業所や相談支援事業所、病院、施設など、障がい者を支える様々な資源が存在し、これまでも各地域において整備が進められているところですが、それらの間の有機的な結びつきが必ずしも十分ではないことから、今後、障がい者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障がい者やその家族が安心して生活するため、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制として、地域生活支援体制の積極的な整備を推進していくことを目指すため目標設定するものです。

※地域生活支援体制とは

国の基本指針では地域生活支援拠点等と表記しておりますが、本市では既存の地域資源を有機的に連携して結び付ける面的整備の拠点づくりを目指しており、「拠点」ではなく、「体制」と表記しています。

(1) 地域生活支援の充実

今回の国の基本指針は、令和8年度末までの間、市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証及び検討することを基本としています。

今回の本市の目標は、本市では、地域生活支援体制を整備済みであり、地域生活支援体制の各機能を有する関係機関と連携を図りながら支援を実施していくとともに、地域生活支援体制の機能充実に資するよう、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証・検討することを目標とします。

(2) 強度行動障がい有者への支援体制の充実

今回の国の基本指針は、令和8年度末までに、強度行動障がい有者に関して市町村または圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本としています。

今回の本市の目標は、令和8年度末までに、強度行動障がい有者に関してその状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを目標とします。

目標達成に向けた取組は

様々な地域資源の連携を強化し、地域生活支援体制の機能の充実を図るため、自立支援協議会等において、体制に係る運用状況の検証及び検討を行い、課題等を共有します。

基幹相談支援センターや障がい者生活支援センターを中心に、相談支援の充実を図るとともに、身近に支援者がいない人の緊急時に備え、緊急時相談支援事業を実施していきます。

親なき後や親元から離れて生活することを見据え、障がい者が介護者からの自立を体験できる機会として、体験的宿泊支援事業（グループホームや短期入所の体験利用）を実施します。

各機能の充実を図ることができるよう、それらの課題に対応するため、各種取組について、十分に検討・検証を行います。

支援体制の整備に向けて、強度行動障がい有者の支援ニーズ把握や課題の整理を行います。

4 福祉施設利用者の一般就労への移行等

目標設定の背景

施設等で過ごす障がい者が地域で生活するためには、企業や官公庁等に就労し、収入を得たり社会とのつながりを構築することで自己実現をはかることが大変重要な意義をもつため、就労移行支援事業等の障がい福祉サービスを通じて一般就労や就労後の職場への定着につなげられるよう、目標設定するものです。

(1) 一般就労への移行者数

今回の国の基本指針は、就労移行支援事業等の利用を経て一般就労に移行する者の数を令和8年度中に令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本としています。(うち、就労移行支援事業が1.31倍以上、就労継続支援A型事業が1.29倍以上、就労継続支援B型事業が1.28倍以上)

今回の本市の目標は、企業と就労系事業所との意見交換会や就労系事業所見学会を開催するなどの取り組みを行い、令和8年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数については、国の基本指針を踏まえた県の目標設定の考え方に準じ、令和2年度を除いた直近3か年の一般就労への移行実績の平均値に国の示した率を乗じた人数(91人)の1.28倍(117人以上(うち、就労移行支援事業が1.31倍以上、就労継続支援A型事業が1.29倍以上、就労継続支援B型事業が1.28倍以上))とすることを目標とします。

(2) 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合

今回の国の基本指針は、就労移行支援事業所のうち、令和8年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本としています。

今回の本市の目標は、国の基本指針に即して、就労移行支援事業所のうち、令和8年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを目標とします。

(3) 就労定着支援事業の利用者数

就労定着支援事業の利用者数は、令和 8 年度末の利用者数を令和 3 年度末実績の 1.41 倍以上とすることを基本としています。

今回の本市の目標は、就労移行支援事業等の利用者数の増加に伴い、平成 30 年度から開始された就労定着支援事業の利用者数についても増加しています。今後とも、本人の状況に応じてサービス等利用計画に基づき適切な支給決定をしながら、令和 8 年度末における就労定着支援事業の利用者数を、令和 3 年度末実績 (36 人) の 1.41 倍 (51 人) 以上とすることを目標とします。

(4) 就労定着支援事業所の就労定着率

令和 8 年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が 7 割以上となる就労定着支援事業所の割合を 2 割 5 分以上とすることを基本としています。

今回の本市の目標は、利用者が具体的に直面する課題や対応する事業所の動向を注視しながら、国の基本指針に準じ、令和 8 年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が 7 割以上となる就労定着支援事業所の割合を 2 割 5 分以上とすることを目標とします。

目標達成に向けた取組は

就労移行支援事業所、障害者就業・生活支援センター、ハローワーク、商工会議所などで構成する自立支援協議会就労支援部会において、一般就労に関する情報共有を図るとともに、関係機関と連携を図りながら、就職ガイダンスや就労体験会を実施するなど、事業所における一般就労の取組を支援します。

企業等の協力を得ながら、企業、就労希望者双方の理解を深める機会をつくることで、就労後の職場定着につなげます。

5 障がい児支援の提供体制の整備等

目標設定の背景

発達の遅れが気になる子どもや医療的ケアを必要とする子どもが増えており、こうした支援の必要な子どもが誰一人取り残されず適切な時期に適切な支援を身近な地域で受けられるよう、計画的に事業を推進するため、目標設定するものです。

(1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

今回の国の基本指針は、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和 8 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 箇所以上設置することを基本としています。

また、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本としています。

今回の本市の目標は、本市においては、現在、児童発達支援センターが4箇所（市設置2、県設置2）、既に国が求める指針を満たし、サービス供給体制が確保されています。このため、事業所数は維持しつつ、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、市が設置している施設において、地域の中核的な拠点施設として高度な専門性を活かし、通所支援事業所に対して助言・支援することにより、療育の質の維持・向上を図ることを目標とします。

本市においては、現在、保育所等訪問支援事業を実施する事業所が10箇所（市直営1、県直営1、民間事業所8）あり、サービス供給体制が確保されています。このため、事業所数は維持しつつサービスを必要とする児童が必要な支援を受けることができるよう、保育所・学校等の理解を得ながらより一層利用促進を図ることを目標とします。

（２）主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

今回の国の基本指針は、令和８年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも１箇所以上確保することを基本としています。

今回の本市の目標は、本市においては、現在、重症心身障がい児を支援できる児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所がそれぞれ３箇所まで運営されており、既に国が求める指針を満たし、サービス供給体制は確保できている状況です。

今後は、新たな事業所の確保とともに、重症心身障がい児が身近な地域で適切な支援を受けられるよう、通所支援事業所に対して助言・支援することにより、受け入れ体制の充実を図ることを目標とします。

（３）医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

今回の国の基本指針は、令和８年度末までに、各都道府県、各圏域又は各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とします。

今回の本市の目標は、本市においては、医療的ケア児等の支援について保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関・団体等との連携が確保できるよう、発達支援ネットワーク会議を協議の場として設置しております。今後は、医療的ケア児から者へ、切れ目のない一貫した支援を提供するための協議の場の整備に取り組むとともに、総合調整するための医療的ケア児等コーディネーターの配置の検討を含めた医療的ケア児の支援体制の強化を図ることを目標とします。

目標達成に向けた取組は

早期発見・早期療育につなげるため、初期の相談等においてICTの活用や保育所等への巡回支援専門員による訪問など、各種相談機能の充実・強化に取り組めます。

地域の通所支援事業者の療育の質の維持・向上を図るため、児童発達支援センターは、地域の中核的な拠点施設として有する専門機能を活かし、体験見学会や研修会の実施など療育技術の支援の強化に取り組めます。

保育所等訪問支援について、保育所・学校等に対し、あらゆる機会を捉え制度の理解を図りながら利用促進に取り組めます。

重症心身障がい児の受入について、通所支援事業者との意見交換等を実施し、理解促進を図りながら、受入体制の充実に取り組めます。

医療的ケア児等支援のための関係機関等の協議の場を活用し、支援に関する問題点や支援方法の共有などを行うことにより、支援の充実強化に取り組めます。

医療的ケア児等へのより適切な支援に向け、総合調整するための医療的ケア児等コーディネーターの配置の検討を含めたコーディネート機能の充実強化に取り組めます。

6 相談支援体制の充実・強化等

目標設定の背景

更なる相談支援体制の充実・強化等を推進するための取組として、総合的・専門的な相談支援体制の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた取組を着実に進めていくため、目標設定するものです。

(1) 相談支援体制の充実・強化

今回の国の基本指針は、令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本としています。

今回の本市の目標は、本市においては、既に設置済みの基幹相談支援センター（直営）、障がい者生活支援センター（委託）及び指定特定相談支援事業所による相談支援体制となっており、引き続き、連携強化や質の向上など相談しやすい環境づくりに向けた取組を行うとともに、新たに整備された保健と福祉のまるごと相談窓口「エールU」などの関係機関と連携しながら、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援を着実に推進していくことを目標とします。

(2) 協議会の体制確保

今回の国の基本指針は、令和8年度末までに、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本としています。

今回の本市の目標は、令和8年度末までに、協議会（既存の相談支援部会）において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を実施することを目標とします。

目標達成に向けた取組は

基幹相談支援センター及び障がい者生活支援センターにおいて、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。

相談支援を実施する中で、本人や親に対して、障がい福祉サービス等についての更なる理解促進を図ります。地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言等を行います。

地域の相談支援事業者の人材育成の支援を行います。

自立支援協議会相談支援部会等を活用して、個別事例や地域における課題についての検討を行います。

7 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

目標設定の背景

障がい福祉サービスの多様化、サービス事業所の増加に伴い、より一層事業者が利用者に対して、真に必要とするサービスを適切に提供することが求められており、利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等を提供していくための取組を実施するための体制を構築する必要があるため、目標設定するものです。

今回の国の基本指針は、令和8年度末までに、各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築することを基本としています。

国が想定する障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組は
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修等への市町村職員の参加
障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析・活用等
障がい福祉サービス事業所等に対する指導監査の適正な実施 です。

今回の本市の目標は、障がい福祉サービス等の質を向上させるため、引き続き、県等が実施する研修への参加、障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の活用及び適正な指導監査の実施に取り組むとともに、事業所における介護人材の確保が困難となっていることから、人材確保に向けた支援に取り組むことを目標とします。

目標達成に向けた取組は
障がい福祉サービス等に係る理解を深めるため、栃木県等が実施する研修等へ、職員が積極的に参加します。
請求の過誤等を無くすため、障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を確認し、必要に応じて、適宜、事業所に請求方法等についての指導を行います。
適正な運営を行う事業所を確保するため、指導監査を適切に実施します。
事業所における介護職員の処遇や職場環境の改善を図るなど、人材確保に向けた取組を実施します。

第4章 障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスの必要量の見込み及び見込量確保のための方策

本市では、これまでのサービス計画において、障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスの種類ごとの必要量の見込みを設定し、その見込量を確保するための方策に取り組んできました。

「第7期サービス計画・第3期障がい児計画」においても、国の基本指針に基づき、現在の利用者数を基礎として、直近の利用者の実績、今後の行政の取組などを勘案し、各サービスの利用実態を踏まえ、令和6年度から令和8年度の見込量（利用量，利用人数）を設定するとともに、その見込量を確保するための方策に取り組んでいきます。

1 訪問系サービス

(1) 見込みの考え方

障がい者が地域で安心して暮らせるよう、サービスを必要とする人に必要なサービスの提供を確保する観点から、直近の利用者の実績等を考慮して、見込量を設定します。

なお、訪問系サービス（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障がい者等包括支援）は、第6期計画では国の基本指針に即して、見込量を一括して見込んでいましたが、第7期計画においては、国の基本指針の変更に伴い、サービス毎に見込みます。

居宅介護について 令和5年度の実績は 利用量 1か月あたり 16,122時間

利用人数 1か月あたり 780人分

第7期の見込みは 利用量 1か月あたり 令和6年度 16,353時間

令和7年度 16,684時間 令和8年度 17,015時間

利用人数 1か月あたり 令和6年度 790人分 令和7年度 806人分 令和8年度 822人分

重度訪問介護について 令和5年度の実績は 利用量 1か月あたり 9,095時間

利用人数 1か月あたり 18人分

第7期の見込みは 利用量 1か月あたり 令和6年度 11,622時間

令和7年度 13,138時間 令和8年度 14,654時間

利用人数 1か月あたり 令和6年度 23人分 令和7年度 26人分 令和8年度 29人分

同行援護について 令和5年度の実績は 利用量 1か月あたり 3,966時間

利用人数 1か月あたり 172人分

第7期の見込みは 利用量 1か月あたり 令和6年度 4,366時間

令和7年度 4,505時間 令和8年度 4,643時間

利用人数 1か月あたり 令和6年度 189人分 令和7年度 195人分 令和8年度 201人分

行動援護について 令和5年度の実績は 利用量 1か月あたり 678時間

利用人数 1か月あたり 48人分

第7期の見込みは 利用量 1か月あたり 令和6年度 761時間

令和7年度 818時間 令和8年度 888時間

利用人数 1か月あたり 令和6年度 54人分 令和7年度 48人分 令和8年度 63人分

重度障がい者等包括支援について 令和5年度の実績は 利用量 1か月あたり 0時間

利用人数 1か月あたり 0人分

第7期の見込みは 利用量 1か月あたり 令和6年度 0時間

令和7年度 0時間 令和8年度 0時間

利用人数 1か月あたり 令和6年度 0人分 令和7年度 0人分 令和8年度 0人分

令和5年度実績は見込みであり、以下のサービスも同様です。

(2) 現状と課題

令和5年8月現在、市内に居宅介護を提供する事業所が77か所、重度訪問介護を提供する事業所が48か所、同行援護を提供する事業所が31か所、行動援護を提供する事業所が11か所あります。(重度障がい者等包括支援を提供する事業所は0か所、休止中の事業所も含まれます。)

今後も在宅サービスの需要は伸びていくと見込まれる中、地域生活への移行を促進していくうえで、サービスを提供する事業所の供給体制が十分であるか、留意しながら進めていくことが必要です。

(3) 見込量確保のための方策

今後の需要増に向けた、事業所へのヘルパー養成・研修事業等の充実や県等の事業の周知、国の補助金を活用した支援等により、人材の確保や質の高いサービス提供が図られるよう努めます。

基幹相談支援センターを中核とした相談支援体制や、多機関との連携強化により、障がい者本人や家族の希望をもとに、本人が選択した生活の場において暮らし続けることができるよう、よりきめ細やかなケアマネジメントを実施し、サービス等利用計画に基づく適正な支給を行います。

2 日中活動系サービス

(1) 見込みの考え方

障がい者の日常生活に必要な能力・知識等の向上を図る訓練や生産活動、創作活動の場を提供するサービス、一般就労への移行、社会参加を促進するためのサービス等の充実を図るとともに、施設での介護を必要とする障がい者へのサービスを確保する観点から、直近の利用者の実績やサービスの特性等を考慮して、見込量を設定します。

生活介護について 令和5年度の実績は 利用量 1か月あたり 21,221人日分

利用人数 1か月あたり 1,103人分

第7期の見込みは 利用量 1か月あたり 令和6年度 21,581人日分(うち重度障がい者 18,316人日分)

令和7年度 21,792人日分(うち重度障がい者 18,495人日分)

令和8年度 22,003人日分(うち重度障がい者 18,674人日分)

利用人数 1か月あたり 令和6年度 1,124(うち重度障がい者 954人分)

令和7年度 1,135人分(うち重度障がい者 963人分)

令和8年度 1,146人分(うち重度障がい者 972人分)

自立訓練(機能訓練)について 令和5年度の実績は 利用量 1か月あたり 19人日分

利用人数 1か月あたり 1人分

第7期の見込みは 利用量 1か月あたり 令和6年度 19人日分

令和7年度 19人日分 令和8年度 19人日分

利用人数 1か月あたり 令和6年度 1人分 令和7年度 1人分 令和8年度 1人分

宿泊型自立訓練について 令和5年度の実績は 利用量 1か月あたり 62人日分

利用人数 1か月あたり 2人分

第7期の見込みは 利用量 1か月あたり 令和6年度 31人日分 令和7年度 31人日分

令和8年度 31人日分

利用人数 1か月あたり 令和6年度 1人分 令和7年度 1人分 令和8年度 1人分

自立訓練(生活訓練)について 令和5年度の実績は 利用量 1か月あたり 492人日分

利用人数 1か月あたり 29人分

第7期の見込みは 利用量 1か月あたり 令和6年度 510人日分

令和7年度 544人日分 令和8年度 578人日分

利用人数 1か月あたり 令和6年度 30人分 令和7年度 32人分 令和8年度 34人分

就労選択支援について 第7期の見込みは 利用人数 1か月あたり

令和7年度 10人分 令和8年度 30人分

就労移行支援について 令和5年度の実績は 利用量 1か月あたり 1,757人日分

利用人数 1か月あたり 102人分

第7期の見込みは 利用量 1か月あたり 令和6年度 1,754人日分

令和7年度 1,823人日分 令和8年度 1,892人日分 利用人数 1か月あたり

令和6年度 102人分 令和7年度 106人分 令和8年度 110人分

就労継続支援A型について 令和5年度の実績は 利用量 1か月あたり 11,406人日分

利用人数 1か月あたり 580人分

第7期の見込みは 利用量 1か月あたり 令和6年度 13,101人日分

令和7年度 14,795人日分 令和8年度 16,725人日分 利用人数 1か月あたり

令和6年度 665人分 令和7年度 751人分 令和8年度 849人分

就労継続支援B型について 令和5年度の実績は 利用量 1か月あたり 16,076人日分

利用人数 1か月あたり 921人分

第7期の見込みは 利用量 1か月あたり 令和6年度 17,955人日分

令和7年度 19,390人日分 令和8年度 20,947人日分

利用人数 1か月あたり 令和6年度 1,026人分 令和7年度 1,108人分 令和8年度 1,197人分

就労定着支援について 令和5年度の実績は 利用人数 1か月あたり 34人分

第7期の見込みは 利用人数 1か月あたり 令和6年度 39人分

令和7年度 42人分 令和8年度 45人分

療養介護について 令和5年度の実績は 利用人数 1か月あたり 49人分

第7期の見込みは 利用人数 1か月あたり 令和6年度 50人分

令和7年度 50人分 令和8年度 50人分

短期入所について 令和5年度の実績は 利用量 1か月あたり 1,285人日分

利用人数 1か月あたり 186人分

第7期の見込みは 利用量 1か月あたり 令和6年度 1,442人日分(うち重度障がい者1,078人日分)

令和7年度 1,490人日分(うち重度障がい者1,124人日分)

令和8年度 1,539人日分(うち重度障がい者1,171人日分)

利用人数 1か月あたり 令和6年度 209人分(うち重度障がい者153人分)

令和7年度 216人分(うち重度障がい者160人分) 令和8年度 223人分(うち重度障がい者166人分)

(2) 現状と課題(生活介護, 自立訓練(機能訓練), 宿泊型自立訓練, 自立訓練(生活訓練), 療養介護, 短期入所)

令和5年8月現在, 市内に生活介護を提供する事業所が49か所, 自立訓練(機能訓練)を提供する事業所が1か所, 自立訓練(生活訓練)を提供する事業所が4か所, 療養介護を提供する事業所が1か所, 短期入所を提供する事業所が38か所あります。(宿泊型自立訓練は市外に3か所あります。)

今後も, 障がい者数の増加や地域移行により地域で生活する利用者が多くなり, 生活介護等のサービスの必要性が高くなることから, その需要増に対し, 事業所の供給体制が十分であるか, 留意しながら進めていく必要があります。

短期入所については, 利用者数に対する事業所の定員が一定確保されているものの, 介護者の急病等緊急時や, 医療的ケアへの対応を求める声がある一方, 普段利用の無い方が利用する場合, 本人に必要な支援を事業所が把握できず, 本人にとっても不慣れな環境に置かれる不安が大きいことや, 医療的ケアを実施できる看護職員等の配置や医療機関からの派遣など常時の受入体制を整備することは困難であることから, 事業所が利用者個々の相談に応じて受入体制を整えられるよう働きかけていく必要があります。

現状と課題（就労選択支援）

令和7年10月からの施行が予定されている新たなサービスであり、利用者の強みや課題、就労に必要な配慮について、本人と支援側が共に整理・評価（就労アセスメント）することで、適切な一般就労や就労系サービスにつなげるものです。就労経験のない方などの利用が見込まれますが、計画相談や就労移行支援、ハローワーク等でも一定役割を担ってきたことや、サービス提供事業所の参入動向などを踏まえながら、需要を把握していく必要があります。

現状と課題（就労移行支援，就労継続支援A型・B型，就労定着支援）

令和5年8月現在，市内に就労移行支援を提供する事業所が18か所，就労継続支援A型を提供する事業所が34か所，就労継続支援B型を提供する事業所が74か所，就労定着支援を提供する事業所が9か所あり，特に就労継続支援A型・B型の事業所数が大きく増加しています（休止中の事業所も含みます。令和2年8月時点では，就労移行支援事業所15か所，就労継続支援A型23か所，就労継続支援B型47か所，就労定着支援7か所）。

今後も障がい者の経済的自立へ向けて，就労移行支援事業所と連携しながら一般就労への移行を促進し，また，一般就労が困難な障がい者においては，就労継続支援A・B型利用者等の工賃向上のための支援が必要です。就労定着支援については，就労に伴う悩みや生活面の不安を解決できるよう，職場・家族との連絡調整等の支援を一定期間にわたり行うサービスであり，今後も需要や事業所の参入動向を注視しながら，利用を促進していく必要があります。

（3）見込量確保のための方策（生活介護，自立訓練（機能訓練），宿泊型自立訓練，自立訓練（生活訓練），療養介護，短期入所）

今後も，生活介護の利用量の増加が見込まれるため，サービスを提供する事業所の供給体制が不足しないか等について確認しながら，必要に応じて，障がい者福祉施設整備費補助金の活用も含め，事業所への支援を行います。

短期入所について，引き続き，利用者に対し，緊急時等に備え平時から事業所との利用相談や定期的な利用を促すとともに，事業所に対し，医療的ケアに対応するための人員配置に係る報酬改定など関連情報を周知していきます。

見込量確保のための方策（就労移行支援，就労継続支援A型・B型，就労定着支援）

本人の希望や状況に応じて，障がい福祉サービスを受けられるよう，「就労系障がい福祉サービス事業所ガイドブック」を作成し，サービス利用希望者へ周知します。

就労移行支援事業所，ハローワーク，商工会議所などで構成する自立支援協議会就労支援部会において，一般就労に関する情報共有を図るとともに，関係機関と連携を図りながら，就職ガイダンスや就労体験会を実施するなど，事業所における一般就労の取組を支援し，利用者の受入や支援体制の充実につなげます。

企業等の協力を得ながら企業側，就労希望者双方の理解を深める機会をつくり，就職後の職場定着につなげます。

一般就労が困難な障がい者が，それぞれの特性に応じて生き生きと働くことができるよう，「工賃向上等支援事業」など障がい者施設の自主製品の発注促進や販路拡大，役務の受注促進等を支援し，就労継続支援事業所における障がい者の工賃向上と雇用の創出に取り組むことにより，利用者の受入や支援体制の充実につなげます。

日中活動系サービス必要事業所数（必要定員数）の見込みについて

障がい福祉サービスにおける日中活動系サービスの令和6年度から令和8年度の見込量（利用人数・利用量）については，令和5年度における各サービスの市内事業所の総定員の範囲内であることから，計画期間中においては，現状の日中活動系サービス事業所数（総定員数）でサービス提供が可能であると見込んでいます。

3 居住系サービス

(1) 見込みの考え方

居住系サービスについては、親なき後や地域生活への移行に対応するため、サービスを必要とする人に必要なサービスの提供を確保する観点から、直近の実績等を考慮して、見込量を設定します。

自立生活援助について 令和5年度の実績は 利用人数 1か月あたり 1人

第7期の見込みは 利用人数 1か月あたり

令和6年度 1人分 令和7年度 1人分 令和8年度 1人分

共同生活援助（グループホーム） 令和5年度の実績は 利用人数 1か月あたり 770人分

第7期の見込みは 利用人数 1か月あたり 令和6年度 922人分(うち重度障がい者 230人分)

令和7年度 1,060人(うち重度障がい者 266人分) 令和8年度 1,219人(うち重度障がい者 302人分)

施設入所支援 令和5年度の実績は 利用人数 1か月あたり 371人分

第7期の見込みは 利用人数 1か月あたり

令和6年度 379人分 令和7年度 379人分 令和8年度 379人分

(2) 現状と課題

令和5年8月現在、市内に自立生活援助を提供する事業所が1か所、共同生活援助（グループホーム）を提供する事業所が63か所、施設入所支援を提供する事業所が8か所あります。

平成30年度に新設された自立生活援助については、全国的にみても利用者が少ない状況ではありますが、本市において、令和2年8月に1か所の事業所でサービスの提供が開始され、2名の利用が開始されました。以降、利用者数は1~2名で推移し、令和5年7月での利用者数は1名となっています。サービス提供の実態や利用ニーズ等について、引き続き、現状把握を行い、そこから見出される課題に対応する必要があります。

グループホームについては、民間企業等の参入などにより、ここ数年で事業所数が著しく増加しています。(令和2年8月時点では33か所) また、重度化、高齢化対応する受け入れ先として、日中サービス支援型の事業所数も増えてきています。今後も、親なき後への備えや障がい者の重度化・高齢化などへの対応に必要な施設であることから、引き続き、整備の促進をしていくことが必要です。

施設入所支援については、地域移行可能な対象者のほとんどが家庭復帰やグループホームなどへ移行し、さらに重度化・高齢化や入所期間が長期化していること、また、短期入所などを利用しながら市内の入所施設の空床を待つ待機者が多数いることなどから、施設入所者数の減少はほとんど見込まれませんが、基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制や多機関との連携を強化し、本人や家族の思いや希望を受けとめながら、暮らし続けることができるよう、必要な支援や調整を行う必要があります。

(3) 見込量確保のための方策

自立生活援助については、現状把握を行う中で見出された課題について、適宜、対応を実施します。

グループホームについては、住まいの場として重要な選択肢の一つとなることから、補助金等による支援を行いながら、引き続き、整備を促進していきます。

本人や家族の思いや希望を受け止めながら、必要な情報について基幹相談支援センターが中心となり、行政、障がい福祉サービス事業所や医療・保健・介護等の関係機関と情報共有し、個別の状況に応じて必要な支援を行っていきます。

必要な在宅サービスや希望する日中活動サービスの提供体制の充実を行います。

グループホーム必要定員数（必要棟数）の見込みについて

市内のグループホームについて、一定整備が進んだものの、グループホームの利用者数は市外の利用者も多く、増加傾向であるため、引き続き整備を進める必要があります。今後の親なき後やグループホームの利用者数の伸び率などを考慮し、今後必要となる必要定員数を以下のように見込みます。

グループホーム定員数（棟数）の見込み（棟数は参考値）

全体については

定員数は 令和6年度 1,272人 令和7年度 1,388人 令和8年度 1,505人

増加定員数は 令和6年度 116人 令和7年度 116人 令和8年度 117人 合計 349人

増加棟数は 令和6年度 16棟 令和7年度 16棟 令和8年度 17棟 合計 49棟

社会福祉法人については

増加定員数は 令和6年度 20人 令和7年度 20人 令和8年度 20人 合計 60人

増加棟数は 令和6年度 3棟 令和7年度 3棟 令和8年度 3棟 合計 9棟

その他法人については

増加定員数は 令和6年度 96人 令和7年度 96人 令和8年度 97人 合計 289人

増加棟数は 令和6年度 13棟 令和7年度 13棟 令和8年度 14棟 合計 40棟

グループホームの必要定員数の見込みについては、近年の開設状況等を踏まえて、算出をしています。

4 相談支援系サービス

(1) 見込みの考え方

計画相談支援は、障がい福祉サービス等のすべての利用者がサービス等利用計画の作成対象となるため、各利用者の更新時点等を考慮して見込みます。地域移行支援・地域定着支援については、今後の地域移行の状況を見据えつつ、実績を踏まえて見込みます。

計画相談支援について 令和5年度の実績は 利用人数 1か月あたり 743人分

第7期の見込みは 利用人数 1か月あたり

令和6年度 1,047人分 令和7年度 1,141人分 令和8年度 1,244人分

地域移行支援について 令和5年度の実績は 利用人数 1か月あたり 0人分

第7期の見込みは 利用人数 1か月あたり

令和6年度 1人分 令和7年度 1人分 令和8年度 1人分

地域定着支援について 令和5年度の実績は 利用人数 1か月あたり 1人分

第7期の見込みは 利用人数 1か月あたり

令和6年度 1人分 令和7年度 1人分 令和8年度 1人分

(2) 現状と課題

令和5年8月現在、市内に計画相談支援を提供する事業所が55か所、地域移行支援・地域定着支援を提供する事業所が14か所あります。(休止中の事業所も含まれます。)

計画相談支援は、障がい福祉サービス利用者の「サービス等利用計画」を作成するサービスですが、障がい福祉サービス利用者の増加に伴い、計画相談支援の利用者も増加していることから、相談支援専門員を確保する必要があります。

地域移行支援、地域定着支援については、利用者が少ない状況ですが、地域生活への移行に際し、多様化する障がい者の生活上の課題やニーズを的確に把握し、適切な支援を行う必要があります。

(3) 見込量確保のための方策

障がい福祉サービスを提供する事業所等に対し、相談支援従事者研修等への積極的な参加の呼びかけや必要な情報提供を行い、相談支援従事者の確保と資質向上を図ります。

基幹相談支援センター、障がい者生活支援センター及び指定特定相談支援事業所による相談支援体制の連携を強化し、充実した相談支援を実施します。

地域移行支援、地域定着支援については、現状把握を行う中で見出された課題について、適宜、対応します。

5 障がい児支援系サービス

(1) 見込みの考え方

障がい児が必要なサービスを受けることができるよう、障がい児及びその家族に対する効果的な支援の提供体制を確保する観点から、近年の実績等を踏まえて、見込量を設定します。

児童発達支援について 令和5年度の実績は 利用量 1か月あたり 7,209人日分

利用人数 1か月あたり 601人分

第3期の見込みは 利用量 1か月あたり

令和6年度 8,457人日分 令和7年度 10,046人日分 令和8年度 11,938人日分

利用人数 1か月あたり

令和6年度 727人分 令和7年度 862人分 令和8年度 1,024人分

居宅型訪問型児童発達支援について 令和5年度の実績は 利用量 1か月あたり 9人日分

利用人数 1か月あたり 3人分

第3期の見込みは 利用量 1か月あたり

令和6年度 9人日分 令和7年度 9人日分 令和8年度 9人日分

利用人数 1か月あたり 令和6年度 3人分 令和7年度 3人分 令和8年度 3人分

医療型児童発達支援については児童発達支援に数値を集約

保育所等訪問支援について 令和5年度の実績は 利用量 1か月あたり 107人日分

利用人数 1か月あたり 90人分

第3期の見込みは 利用量 1か月あたり

令和6年度 153人日分 令和7年度 188人日分 令和8年度 232人日分

利用人数 1か月あたり 令和6年度 111人分 令和7年度 136人分 令和8年度 168人分

放課後等デイサービスについて 令和5年度の実績は 利用量 1か月あたり 22,075 人日分

利用人数 1か月あたり 1,581 人分

第3期の見込みは 利用量 1か月あたり

令和6年度 23,633 人日分 令和7年度 25,288 人日分 令和8年度 27,058 人日分

利用人数 1か月あたり 令和6年度 1,692 人分 令和7年度 1,811 人分 令和8年度 1,937 人分

障がい児相談支援について 令和5年度の実績は 利用人数 1か月あたり 193 人分

第3期の見込みは 利用人数 1か月あたり

令和6年度 226 人分 令和7年度 264 人分 令和8年度 309 人分

(2) 現状と課題

令和5年8月現在、市内の障がい児通所支援事業所のうち、児童発達支援は65箇所、居宅訪問型児童発達支援は2箇所、医療型児童発達支援は2箇所、保育所等訪問支援は9箇所、放課後等デイサービスは104箇所あります。障がい児相談支援事業所については38箇所あります。(休止中の事業所も含まれます。)

障がい児通所支援事業所については、利用者の増加とともに、事業所も増加している中、障がい児の個々の特性に応じた多様なサービスをこれまで以上にきめ細やかに提供するためには、ニーズを踏まえた適切なサービスの質の維持・向上が求められます。

より適切な障がい児支援サービスを受けるためには、障がい児本人や家族に対する継続的な相談機能や、関係機関が連携した支援が重要であることから、障がい児相談支援事業の充実・強化が求められています。

(3) 見込量確保のための方策

国や県の動向や利用者ニーズを把握するとともに、民間事業所のサービスの質の維持・向上に向け、事業者等を対象とした子ども発達センターにおける療育体験や情報交換会を実施します。

障がい児が個々の特性に応じた適切な療育を受けられるよう、相談支援事業所の充実・強化に向け、相談支援専門員の確保に努めます。

第5章 地域生活支援事業の見込み及び見込量確保のための方策

本市では、これまでのサービス計画において、地域生活支援事業の各年度における事業の種類ごとの必要な量の見込みを設定し、その見込量を確保するための方策に取り組んできました。

「第7期サービス計画・第3期障がい児計画」においても、必要なサービス量等について、現在の利用者数を基礎として、直近の利用者の実績、今後の行政の取組などを勘案し、各サービスの利用実態を踏まえ、令和6年度から令和8年度の見込み（実施状況、利用量、利用人数）を設定するとともに、その見込量を確保するための方策に取り組んでいきます。

1 必須事業

(1) 実施する事業の内容及び事業実施に関する考え方

理解促進研修・啓発事業については、市民の障がい者等への理解を深めるため障がい者週間における理解啓発活動の実施や市内小学校における盲導犬ふれあい教室等を実施するほか、合理的配慮の提供に係る周知啓発動画の放映を行っています。また、障がい者団体が地域において行う交流事業の経費補助を行っています。見込量確保のための方策としては、引き続き、市民の障がい者等への理解を深めるための事業実施等に取り組むとともに、関係団体との連携を図りながら、より効果的な啓発の取組等を実施します。

自発的活動支援事業については、家族会が行う、精神障がいを理解するための普及啓発活動や精神障がい者の社会復帰を促進するための個別相談・情報提供活動を支援しています。

見込量確保のための方策としては、引き続き、精神障がい者及びその家族等の団体活動に対する支援を行います。

相談支援事業のうち、障がい者相談支援事業については、市内の事業所に委託し、「障がい者生活支援センター」として、障がい分野に関わらず、地域において生活している障がい者等の相談に応じ、地域生活に必要な支援を行っています。

また、基幹相談支援センターの設置については、市障がい福祉課内に設置した基幹相談支援センターが地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業所等への専門的な助言や障がい者及びその家族への支援等、総合的な相談支援等を担っています。

見込量確保のための方策としては、引き続き基幹相談支援センターを中核とした相談体制の充実を図るとともに、令和5年度に重層的支援体制の5圏域に合わせ、障がい者生活支援センターを5か所に増設し、担当地区割を行ったことから、ブロック別研修等による指定特定相談支援事業所の支援力向上・連携強化や、圏域内での多機関連携による支援を図っていきます。

成年後見制度利用支援事業については、障がい福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が必要な知的障がい者等に対し、審判申立に要する経費や後見人の報酬等を助成することで、障がい者の権利擁護を図っています。

見込量確保のための方策としては、引き続き、制度の周知啓発を図り、対象となる方が利用しやすい事業となるよう努めます。

成年後見制度法人後見支援事業については、成年後見支援センター(中核機関)等の関係機関と連携しながら、法人後見についても周知啓発し、制度の利用促進を図ります。

見込量確保のための方策としては、令和5年度に成年後見制度に係る中核機関や協議会が設置されたことから、連携して効果的な支援等を検討していきます。

意思疎通支援事業のうち手話通訳・要約筆記者派遣事業については、聴覚障がい等により、意思疎通を図ることに支障がある方のために、手話通訳者又は要約筆記者を派遣しています。

見込量確保のための方策としては、引き続き、関係団体との連携を図り、手話通訳者・要約筆記者の円滑な派遣を行います。

また、手話通訳者設置事業については、市役所に来庁する聴覚障がい者等のために障がい福祉課窓口到手話通訳者を設置しています。

見込量確保のための方策としては、引き続き、市役所に来庁する聴覚障がい者等が、行政サービス等を円滑に受けることができる体制の確保に努めます。

日常生活用具給付等事業については、障がい者の日常生活の利便性を確保するため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与しています。

①介護・訓練支援用具 ②自立生活支援用具 ③在宅療養等支援用具

④情報・意志疎通支援用具 ⑤排泄管理支援用具 ⑥居宅生活動作補助用具

見込量確保のための方策としては、引き続き、日常生活用具の給付又は貸与を実施するとともに、障がい者の日常生活の質の向上が図られるよう、情報収集や関係団体との意見交換を行いながら給付品目の見直しを適宜、検討します。

手話奉仕員養成研修事業については、聴覚障がい者の情報保障のため、日常会話を行うのに必要な手話の表現技術の習得を目指して、手話の入門課程、基礎課程の講座を開催し手話奉仕員を養成しています。
見込量確保のための方策としては、引き続き、聴覚障がい者の円滑な行動と積極的な社会活動を支援する人材を育成します。

移動支援事業については、屋外での移動が困難な障がい者等について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援しています。
見込量確保のための方策としては、個々の利用ニーズを的確に把握し、引き続きサービスを適切に提供します。

地域活動支援センター機能強化事業については、地域活動支援センターにおいて、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスの事業を実施しています。
見込量確保のための方策としては、引き続き、一定の地域活動支援センターを確保するとともに、事業者の安定した運営を支援します。

障がい児等療育支援事業については、障がい児等の地域生活を支えるため、訪問による療育指導、外来による専門的な相談や指導、児童が通う保育所等職員の療育技術向上に資する支援を実施しています。
見込量確保のための方策としては、引き続き、関係機関との綿密な連携の下、専門職員の安定的確保や質の向上に努めながら、児童の発達特性に合わせたより質の高い療育を提供していきます。

専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業のうち、手話通訳者・要約筆記者養成研修事業については、障がい者福祉の概要や手話通訳又は要約筆記の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者並びに要約筆記に必要な要約技術及び基本技術を習得した要約筆記者を養成しています。
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業については、盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を養成しています。
失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業については、失語症者の意思疎通及び外出時の移動の介助に必要な知識、技能の指導を行うことにより、「失語症者向け意思疎通支援者」を養成しています。

盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業については、盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣しています。

失語症者向け意思疎通支援者派遣事業については、失語症者の社会参加の促進を図るため、当事者が複数参加する会話サロン（県内3箇所）に対し、失語症者向け意思疎通支援者を派遣し、会話サロンへの当事者の更なる参加を促します。

見込量確保のための方策としては、意思疎通を図ることが困難な障がい者等が自立した日常生活または社会生活を行うことができるよう、引き続き県との共同により実施していきます。

（2）実施する事業の量の見込み

理解促進研修啓発事業について 令和5年度の実績は 実施

第7期の見込みは 令和6年度 実施 令和7年度 実施 令和8年度 実施

自発的活動支援事業について 令和5年度の実績は 実施

第7期の見込みは 令和6年度 実施 令和7年度 実施 令和8年度 実施

相談支援事業のうち 障がい者相談支援事業について 令和5年度の実績は 設置数 5箇所

第7期の見込みは 設置数 令和6年度 5箇所 令和7年度 5箇所 令和8年度 5箇所

基幹相談支援センターについて 令和5年度の実績は 設置

第7期の見込みは 令和6年度 設置 令和7年度 設置 令和8年度 設置

成年後見制度利用支援事業について 令和5年度の実績は 年間の利用人数 10人

第7期の見込みは 年間の利用人数令和6年度 11人 令和7年度 12人 令和8年度 13人

成年後見制度法人後見支援事業について 令和5年度の実績は 実施

第7期の見込みは 令和6年度 実施 令和7年度 実施 令和8年度 実施

意思疎通支援事業のうち 手話通訳、要約筆記者派遣事業について

令和5年度の実績は 利用人数 1か月あたり 150人

第7期の見込みは 利用人数 1か月あたり 令和6年度 154人

令和7年度 163人 令和8年度 172人

手話通訳者設置事業について 令和5年度の実績は 設置人数 1年間あたり 2人

第7期の見込みは 設置人数 1年間あたり 令和6年度 2人

令和7年度 2人 令和8年度 2人

日常生活用具給付等事業のうち 介護訓練支援用具について 令和5年度の実績は

給付見込み 1か月あたり 2件

第7期の見込みは 給付見込み 1か月あたり 令和6年度 3件 令和7年度 3件 令和8年度 3件

自立生活支援用具について 令和5年度の実績は 給付見込み 1か月あたり 6件

第7期の見込みは 給付見込み 1か月あたり 令和6年度 7件 令和7年度 7件 令和8年度 7件

在宅療養等支援用具について 令和5年度の実績は 給付見込み 1か月あたり 3件

第7期の見込みは 給付見込み 1か月あたり 令和6年度 9件

令和7年度 9件 令和8年度 9件

情報意思疎通支援用具について 令和5年度の実績は 給付見込み 1か月あたり 7件
第7期の見込みは 給付見込み 1か月あたり 令和6年度 9件 令和7年度 9件 令和8年度 9件
排泄管理支援用具について 令和5年度の実績は 給付見込み 1か月あたり 280件
第7期の見込みは 給付見込み 1か月あたり 令和6年度 232件 令和7年度 232件 令和8年度 232件
居宅生活動作補助用具について 令和5年度の実績は 給付見込み 1か月あたり 1件
第7期の見込みは 給付見込み 1か月あたり 令和6年度 1件 令和7年度 1件 令和5年度 1件
手話奉仕員養成研修事業について 令和5年度の実績は 講習終了 見込み者数 1年間あたり 62件
第7期の見込みは 講習終了 見込み者数 1年間あたり 令和6年度 63人
令和7年度 64人 令和5年度 65人
移動支援事業について 令和5年度の実績は 利用量 1か月あたり 1,974時間
利用人数 1か月あたり 207人
第7期の見込みは 利用量 1か月あたり 令和6年度 2,250時間
令和7年度 2,250時間 令和8年度 2,250時間
利用人数 1か月あたり 令和6年度 238人 令和7年度 238人 令和5年度 238人
地域活動支援センター機能強化事業について 令和5年度の実績は 設置数 13箇所
利用人数 1か月あたり 155人
第7期の見込みは 設置数 13箇所 令和7年度 13箇所 令和8年度 13箇所
利用人数 1か月あたり 令和6年度 180人 令和7年度 180人 令和5年度 180人
障がい児等療育支援事業について 令和5年度の実績は 実施箇所数 1箇所
第7期の見込みは 実施箇所数 令和6年度 1箇所 令和7年度 1箇所 令和8年度 1箇所
専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業のうち
手話通訳者、要約筆記者養成研修事業について 令和5年度の実績は
講習終了見込み者数 1年間あたり 48人
第7期の見込みは 講習終了 見込み者数 1年間あたり
令和6年度 49人 令和7年度 50人 令和5年度 51人
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業について 令和5年度の実績は
講座終了見込み者数 1年間あたり 12人
第7期の見込みは 講座終了 見込み者数 1年間あたり
令和6年度 13人 令和7年度 14人 令和5年度 15人
失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業について 令和5年度の実績は
講習終了見込み者数 1年間あたり 4人
第7期の見込みは 講習終了 見込み者数 1年間あたり
令和6年度 5人 令和7年度 7人 令和5年度 9人
専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業のうち
盲ろう者向け通訳介助員派遣事業について 令和5年度の実績は 利用人数1年間あたり 4人
第7期の見込みは 講習終了見込み者数 1年間あたり
令和6年度 6人 令和7年度 6人 令和8年度 6人
失語症者向け意思疎通支援者派遣事業について 令和5年度の実績は 利用人数1年間あたり 9人
第7期の見込みは 講習終了見込み者数 1年間あたり
令和6年度 9人 令和7年度 9人 令和8年度 9人

2 任意事業

(1) 実施する事業の内容及び事業実施に関する考え方

福祉ホームについては、市内で福祉ホームを運営する社会福祉法人、医療法人について、事業運営に要する経費を補助しています。

見込量確保のための方策としては、利用ニーズを踏まえ、引き続き適切な支援をしていきます。

訪問入浴サービスについては、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るため、単身では入浴困難な身体障がい者等に対し、訪問により居宅において定期的に入浴サービスを実施しています。

見込量確保のための方策としては、利用ニーズを踏まえ、引き続きサービスを適切に提供するとともに、利用者の利便性向上を図るため、実施する事業所の拡充に向けて働きかけていきます。

日中一時支援事業（日中支援型）については、日中、障がい福祉サービス事業所等において、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他必要な支援を行うことにより、障がい児者の日中における活動の場を確保するとともに、保護者の介護による疲労回復や自由な時間の確保を図っています。

日中一時支援事業（医療的ケア）については、医療的ケアを必要とする重症障がい児者に対し、医療機関等において、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他必要な支援を行うことにより、重症障がい児等の日中における活動の場を確保するとともに、介護者の疲労回復や自由な時間の確保を図っています。

日中一時支援事業の見込量確保のための方策としては、利用ニーズを踏まえ、引き続きサービスを適切に提供していきます。

地域移行のための安心生活支援については、障がい者等が養護者からの虐待により、分離が必要なケース等に対し、障がい福祉サービス事業所等において、宿泊を伴う緊急的な一時預かりを実施します。(緊急一時保護事業) また、親なき後に備え、介護者からの自立を体験できる機会・場への体験的な宿泊を支援します。(体験的宿泊支援事業)

見込量確保のための方策としては、引き続き、障がい者の緊急時に備え、安全な居場所を確保するとともに、グループホームや短期入所への体験的な宿泊支援を実施し、更なる体験の機会の充実を図っていきます。

巡回支援専門員整備(ここ・ほっと巡回相談事業)については、保育所、幼稚園などへの訪問により、児の行動観察や対応に対する助言を行うとともに、園の職員を対象にした研修会を実施するなど、対応力向上への支援を行っています。

見込量確保のための方策としては、引き続き、発達障がいの早期発見と早期支援のため、巡回支援専門員向け研修を受講するなど、巡回相談をする職員の指導力アップを図りながら、園の担当職員の支援・助言に努めてまいります。

児童発達支援センターの機能強化については、児童発達支援センター(子ども発達センター)において、保健師や心理相談員、作業療法士などの専門職を配置し、子どもの発達などについての相談や子どもの状態に応じた療育の提供を一貫して行っています。

見込量確保のための方策としては、引き続き、個別配慮が必要な子どもの健やかな発達を支援するため、その障がいの特性に応じた専門性の高い療育を提供していきます。

レクリエーション活動等支援については、う障がい者のうつのみやふれあいスポーツ大会や各種スポーツ講座を開催しています。

見込量確保のための方策としては、引き続き、スポーツ・レクリエーションの場の提供に努めます。

芸術文化活動振興については、うつのみやふれあい文化祭、わくわくアートコンクール、各種芸術・文化講座を開催しています。

見込量確保のための方策としては、引き続き、文化芸術活動振興の場の提供に努めます。

点字・声の広報等発行については、円滑に情報を取得利用できるよう、意思疎通を支援する音訳・点訳奉仕員を養成しています。

見込量確保のための方策としては、引き続き、音訳・点訳奉仕員養成事業を実施していきます。

奉仕員養成研修については、視覚障がい者が円滑に情報を取得利用できるよう、意思疎通を支援する音訳・点訳奉仕員を養成しています。見込量確保のための方策としては、引き続き、音訳・点訳奉仕員養成事業を実施していきます。

自動車運転免許取得については、自動車の運転免許の取得を希望する身体障がい者（市が定める条件を満たす者のみ）に対し、その技術習得に要する経費の一部を補助しています。

見込量確保のための方策としては、利用ニーズを踏まえ、引き続き適切な支援をしていきます。

自動車改造費助成については、身体障がい者（市が定める条件を満たす者のみ）が、就労等に伴い自らが所有し運転する自動車の操向装置及び駆動装置等の改造をする必要がある際、その経費の一部を補助しています。

見込量確保のための方策としては、利用ニーズを踏まえ、引き続き適切な支援をしていきます。

雇用施策との連携による重度障がい者等就労支援特別事業については、企業が、重度障がい者等を雇用するに当たり、障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても雇用継続に支障が残る場合や重度障がい者等が自営業者等として働く場合において、重度障がい者等の通勤や職場等における支援を検討しています。

見込量確保のための方策としては、利用ニーズを踏まえ、適切な支援をしていきます。

障がい支援区分認定等事務については、障がい福祉サービスのうち、介護給付の利用には、障がい支援区分の認定が必要となるため、障害者総合支援法に基づき審査会を設置し、認定基準に照らした審査判定を行っています。

見込量確保のための方策としては、サービスの支給決定に必要なものであることから、引き続き、正確かつ迅速に取り組んでいきます。

(2) 実施する事業の量の見込み

福祉ホームについて 令和5年度の実績は 設置数 2箇所

第7期の見込みは 設置数 令和6年度 2箇所 令和7年度 2箇所 令和8年度 2箇所

訪問入浴サービスについて 令和5年度の実績は 利用人数 1か月あたり 19人

第7期の見込みは 利用人数 1か月あたり 令和6年度 22人 令和7年度 22人 令和8年度 22人

日中一時支援事業のうち 日中支援型について 令和5年度の実績は

利用量 1か月あたり 1,613回 利用人数 1か月あたり 276人

第7期の見込みは 利用量 1か月あたり 令和6年度 1,575回

令和7年度 1,575回 令和8年度 1,575回

利用人数 1か月あたり 令和6年度 354人 令和7年度 354人 令和8年度 354人

医療的ケアについて 令和5年度の実績は 利用量 1か月あたり 362回

利用人数 1か月あたり 54人

第7期の見込みは 利用量 1か月あたり

令和6年度 366回 令和7年度 387回 令和8年度 408回

利用人数 1か月あたり 令和6年度 69人 令和7年度 73人 令和8年度 77人

地域移行のための安心生活支援(緊急一時保護事業)について 令和5年度の実績は 実施

第7期の見込みは 令和6年度 実施 令和7年度 実施 令和8年度 実施

巡回支援専門員整備(ここ・ほっと巡回相談事業)について 令和5年度の実績は 実施

第7期の見込みは 令和6年度 実施 令和7年度 実施 令和8年度 実施

児童発達支援センターの機能強化について 令和5年度の実績は 実施

第7期の見込みは 令和6年度 実施 令和7年度 実施 令和8年度 実施

レクリエーション活動等支援について 令和5年度の実績は 実施

第7期の見込みは 令和6年度 実施 令和7年度 実施 令和8年度 実施

芸術文化活動振興について 令和5年度の実績は 実施

第7期の見込みは 令和6年度 実施 令和7年度 実施 令和8年度 実施

点字・声の広報等発行について 令和5年度の実績は 実施

第7期の見込みは 令和6年度 実施 令和7年度 実施 令和8年度 実施

奉仕員養成研修について 令和5年度の実績は 実施

第7期の見込みは 令和6年度 実施 令和7年度 実施 令和8年度 実施

自動車運転免許取得について 令和5年度の実績は 助成件数 1年間 1人

第7期の見込みは 助成件数 1年間 令和6年度 1人 令和7年度 1人 令和8年度 1人

自動車改造費助成について 令和5年度の実績は 助成件数 1年間 2人

第7期の見込みは 助成件数 1年間

令和6年度 10人 令和7年度 10人 令和8年度 10人

雇用施策との連携による重度障がい者等就労特別支援事業について

令和5年度の実績は 実施

第7期の見込みは

令和6年度 実施 令和7年度 実施 令和8年度 実施

障がい支援区分認定等事務について

令和5年度の実績は 実施

第7期の見込みは

令和6年度 実施 令和7年度 実施 令和8年度 実施

第6章 計画の推進体制

- 1 計画内容の周知・啓発
- 2 庁内推進体制
- 3 庁外推進体制
- 4 PDCAサイクルによる計画の分析・評価

本章1から4については、「第6次宇都宮市障がい者福祉プラン 第5章 計画の推進体制」を準用します。

資料編

- ・ 計画の策定体制
- ・ 宇都宮市障がい者福祉プラン等策定委員会設置要綱
- ・ 策定経過
- ・ 宇都宮市社会福祉審議会からの計画策定に係る提言
- ・ 利用者・事業所実態調査結果
- ・ 障がい福祉サービス等の概要
- ・ 障がい児通所支援等の概要
- ・ 用語集

資料編については、「第6次宇都宮市障がい者福祉プラン 資料編」を準用します。

私たちの住む社会は、今、高齢化や少子化などが進み、
思いやりの心や人と人とのふれあいが、
ますます大切になってきています。
宇都宮市は、これからの新しい時代に向けて、
「やさしさをはぐくむ福祉のまち」を目指し、
ここに『福祉都市』を宣言します。

福祉都市宣言

宇都宮市は
赤ちゃんからお年寄り
ハンディキャップを
持った人々など
すべての市民が
笑顔でことばを交わし
健康でいきいきと暮らせる
心のふれあう福祉のまちをつくります

担当課

宇都宮市保健福祉部障がい福祉課
〒320-8540
栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号
TEL (028) 632-2353
FAX (028) 636-0398
E-mail u1904@city.utsunomiya.tochigi.jp

宇都宮市子ども部子ども発達センター

〒320-0851
栃木県宇都宮市鶴田町970番地1
TEL (028) 647-4721
FAX (028) 647-4715
E-mail u19040500@city.utsunomiya.tochigi.jp